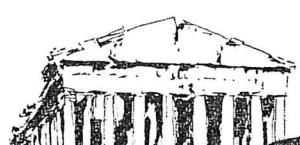


その三 内田厚生大臣殿

田 村 明
(都市問題研究家)

公害

公害——この恐るべき人類の敵



最近、公害問題は国内問題の中心的課題にすえられてきました。新聞雑誌でも、毎日公害に関する記事や論文を見ない日はありません。

この公害報道ブームは経済成長一方で偏しすぎたわが国にとって、これまでおそきに失したともいえるでしょう。しかし問題がブーム化することと、問題が解決に向ってゆくことは同一ではありません。たとえば、ひとつの都市問題ブームは、都市問題についての警鐘をならし、問題を提起したことについての意味はありました、それ以後、都市問題は一向解決の方向へ向っているとはみえません。むしろ土地問題、交通問題などは、より深刻化してゆく傾向さえ見られるのです。

公害問題ブームも、このようなブームであってはならないと思います。現在の問題提起が、問題の解消へのエネルギーとして有效地に利用される必要がありまます。公害ブームに便乗して一旗あげてみたり、勢力拡大を計るというところにがそこがれて、かんじんの国民が放置されれるようなことがあってはならないところです。

公害問題——という用語を使つてきましたが、最近指摘されるとおりにこの用語には若干問題があります。すでにたびたび指摘されているところですが、英米におけるパブリック・ニューサンスよりもむしろプライベート・ニューサンス、つまり私害と呼ぶべきものまでも公害と称してきました。われわれの問題の本質

きであると考えます。

公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下、悪臭をあげました。もちろんこれらは重要な環境問題ですが、そのほか日照、通風問題、

放射能問題、食品公害、薬品公害などの問題であり、かつ総合的な問題です。いずれにせよ、公害問題は極めて複雑な問題であり、かつ総合的な問題です。これをいくつかの問題にバラしてしまふことは困難でもあり、かつ問題の本質を見失なうおそれさえあります。あえていくつかの質問をしてみたいと思ひます。

ここで人類の環境ということを強調するのは、公害問題が長期的に、人類の存続にかかわっているということです。人類は、植物と異なり、移動性もありますし、環境への適応能力は一般に他の動物よりも高いとみられます。人類のように地球上いたるところ棲息している生物は他にないわけですから。そして人工的な環境をもつことにより、生存不可能なは

へーヴ 人類存続の環境問題として認識すること。

すでにふれたとおりに、公害は広く、人類の総体的環境問題としてとらえるべ

ずの南極でさえ、定住的生活をいとなんております。人類は自ら人工的環境を造り出しうることに大きな特徴があるわけですが、公害問題は逆に、人類が自らの生存を不能にする環境をつくりだしているわけです。

人類がこれまで地上の至るところに棲息したのは、生体自身としてそれほど適応力があったわけではなく、むしろ極めてもろい方に属します。ただ、自らに適応するように、環境の方をつくりかえてゆく能力があつたがためです。その同じ力が、環境破壊に向つているとすれば人類は滅亡に向わざるをえません。

核爆発のように瞬間的ではありませんが、公害はそれと同等の力をもつ人類の敵に外なりません。

このような認識に立つときに、公害防止か産業保護かという二者択一の姿勢や足して二で割る方式ではなく、人類を守るために絶対的環境の保全が必要です。それは人類に対する影響が相対的に少ないという点にとどめるべきではなく、人類に対しても無害であるという見地に立った基準と施策をもつべきであると考えます。その点、現在の方向は、公害を相対的な段階で認識しているにとどまっていると言わねばなりません。公害基本法における「経済の健全な発展との調和を図る。」という文言はこの相対主義を示

しています。

われわれ人類の発展は、その環境コントロールがこれまでうまくいったからであり、逆に二十世紀は環境コントロールをあやまつた人類存在の危機となつておられます。この認識に立つとき、公害問題についての最優先施策を行ない、人類を長期にわたつて守る絶対基準と、これを達成する強力な総合施策を一刻も早くのぞみます。

ヘニーワー 総合行政力の發揮、そして何よりも公害の事実を明かにすること。
よく言われることですが、新しい問題が一つおきるたびに、行政のタテ割り制セクト主義、総合調整能力の不足が指摘されます。

現在の新しい大きな問題はことごとくこのような総合性が要求されます。公害問題はその最たるものでしよう。しかも公害は、解決をおこなうことが人命を害し、ひいては人類を破滅させる大問題で毎度のように行政機構の欠陥を指摘するだけではたりません。

実はこの質問も厚生大臣あて行なうことにも疑問があります。たとい厚生大臣から適切な解答をいただいたとしても、その実効性を保障するには他の省庁によるところが大きいわけです。そのような言葉や文字のあそびの段階ではもはやあ

りえないと思います。

なるほど政府には、総理大臣を会長とし、各閣僚を会員とする公害対策会議が設置されています。しかし、このよう

な会議や協議会が総合化のキメ手にならることは、幾多の実例をみています。国民が希望するのは、会議や文言ではなく、具体的な施策なのです。

また、総合施策の必要性が行政機構の新設拡大をいみするわけではありません。この機会にとばかり「公害」の名のついた局や課が設置されたり、その動きがありますが、「公害のこともやつていいます」という看板に終つてしまつたり、またこの機会に機構を拡大しようといふ官庁のパーキンソン的動向に終つことを警戒しなければなりません。その結果、常に言われるよう、組織はできただれど、担当官が少数とか、予算が足りないという言いわけで終つてしまします。

公害対策は、他の多くの施策、すなはち、都市政策、土地利用政策、産業立地政策、産業育成政策、経済政策、貿易政策等々にまでからみあつており、そのすべてを総合化すれば、政府の全施策といふことになってしまいます。

そのような総合施策を実行するには、これまでの省庁のあり方を基本的に変えなくてはならないでしょう。しかしそれがつて、とりあえずのところ次の二つの点がのぞまれます。

第一には政府とくに総理大臣の強い指導性であります。公害のように複雑にからみあつた問題を官僚ルートにのせていくのでは、セクトの谷間に国民をおとしむばかりです。この問題は政府の総合力と指導性をたしかめるための重要な試金石となるでしよう。

第二は、先にのべた人類の環境を守るという立場から、厚生省は、この問題の事実を徹底的に洗い出し、公開し、アッピールすべきです。公害問題は、現在の制度、機構、経済、技術の総合問題ですが、人類にあらわれる姿はひとつです。この人類への危険に対し、その問題点のひとつひとつをえぐりだしてゆくことが、このあまりにも複雑な問題をとく力ギになるのです。

厚生省は自らの権限の不足をうつたえるよりは、公害や危険の事実を真っ先にうつたえるべきでしよう。そしてその原因について積極的に究明してこれをアッピールすべきでしよう。国民の健康を取り、人類の環境を守るためにそのような姿勢は、今すぐでも可能であり、これまでのように事実の究明をひきのばすようなことがあつてはならないところです。

ヘニーワー 公害解決への権限を地方自治体

へ。

公害は総合的問題ですが、また極めて地域性をもっています。背景にある大きな機構は別として、少くとも「加害者」と「被害者」が同一地域にいることによって生ずるのです。

この点同じ総合的問題でも、物価問題のように地域的性格が比較的薄いものと対照的です。一応現在の公害はその発生源と、影響範囲という関係が合います。ところが物価は、もつと全国的な生産、流通機構の上に立ち、特殊な場合をのぞいては、影響の地域的範囲はないのです。

公害の場合の被害者は常に地域の住人です。この地域の住民を守るのはまず第一に地域の自治体でなければならないでしょう。

地方自治体に公害問題についての責任と権限を与える方向ではあるようですがそれは都道府県段階だけでなく、市町村段階においてもチェックを行なえるようになります。必要であります。

人間が社会生活を営みはじめたころ、彼らは、動物の危険や水や風から身を守るために第一に集団的に働いたでしょう。

公害も同様です。住民の最低の集団である、また住民に一番身近な立場にある市町村が公害についての必要措置をとれる

ようにすることは、このような地域問題

にはぜひ必要なことでしょう。火事や危険は、まず身近にいるものが火を消さねばならないのです。

地方自治法の条例の不ぞろいを気にしたり、これを統一しようという考え方があるようですが、それは公害問題をあまりにも画一的行政にまかようとしないでしまう。国は、最低基準を定め、各自治体は憲法で定められた「健康で文化的な生活」の基準をさらに高く採用してよいはずです。そして、国も、県も、市町村も、事務の配分や形式を気にすることなく、それぞれの立場で最適の措置をとる必要があるのです。

△四▽ 形式的公正主義でなく積極的被害者防衛を。

公害問題は結局、加害者と被害者という形をとります。そして加害者の殆どが社会的強者であり、被害者の大部分が弱者であるというのが、この問題のひとつ特徴です。

ところが加害者は多くは企業であり、企業という機構の中に入つたとき、人間になりきるという矛盾がみられます。

本来は、人間の経済生活を豊かにするはずの企業が、逆に人類の存在をあやふくするのです。これまで強者である加害者の責任を

論ずることが軽すぎたと思います。会社

だけの強い責任を負わせることが最も重

要だと思われます。

△五▽ 住民の願いと活動を尊重。

これまで政府の役割、企業の責任、自治体の権限などについてのべてきましたが、一番最初にとりあげたように、公害は人類の問題です。それには政府、企業が、直接に住民自身が人類の一員として、公害について社会的バランスがとれるのです。ましてや強者が加害者になつた場合に、その責任は、どんなに重くみても重すぎるということはありません。

形式的な平等主義に立つのではなく、厚生省は実質的なバランスをたもち、また本来の最終目的である人間を守るために、弱者である被害者を守る姿勢が必要だと思われます。水俣病補償の問題についての態度は、あまりにも形式的仲裁者になつてしまつたのではないでしょか。公害問題の加害、被害についての、より実質的な理解の上に立つて、公害被害についての解決を計る必要がありま

す。

これまで明治の足尾鉱毒事件をはじめとして、国の立場はむしろこれらの動きを抑制する姿勢をとつてきました。しかし公害が核問題と同じく人類の問題であることが明かにされた今日、このようなことは万々ありえないと思ひます。ニクソン大統領も公害に対して強く姿勢を示しています。

日本の政府も公害に対する強い姿勢を見せはじめましたが、それがアドバルーンであるかないかは、このような住民のねがいにどれだけ応えうるかにかかってゐると思います。それを私も一国民として見守つてゆくつもりです。